

# 東大阪市立斎場整備におけるサウンディング型市場調査

## 実施要領

### 1. 調査の名称

東大阪市立斎場整備におけるサウンディング型市場調査

### 2. 調査の対象

東大阪市立斎場の整備に関すること

### 3. 東大阪市の特徴

本市は、大阪府の中部にある中河内地域に位置し、大阪市、堺市に次ぐ府内第3位の人口規模を有する中核市です。人口は498,018人（平成29年11月現在）であり、大阪市、大東市、八尾市、奈良県に接しています。

本市は、学生が集まるまち、中小企業が集積するまちとして、昼夜間人口比率が103.2%と昼間人口が夜間人口よりも多い都市である一方、大都市圏のベッドタウンとしての側面もあります。人口構成は、団塊の世代と団塊ジュニア世代が、年を追って高齢化しており、若年者が少なく、中・高年齢者の多い人口構成に向かっている状況です。

### 4. 調査の目的

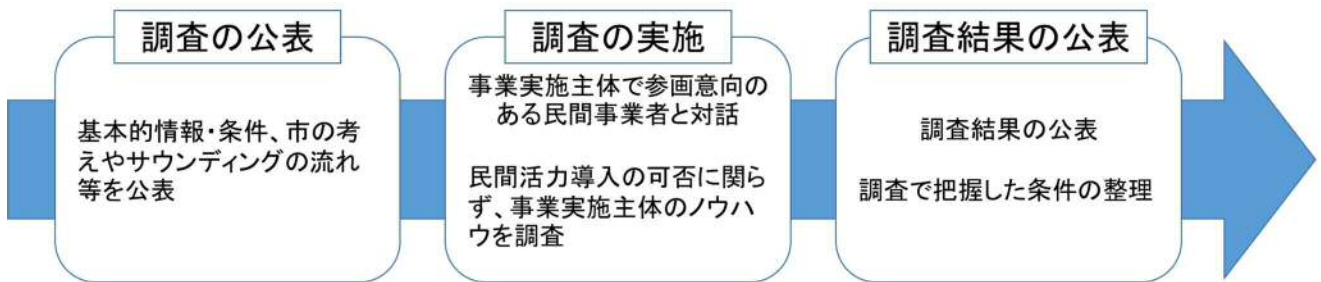
本市では、昭和42年の布施・河内・枚岡の3市合併以前から運営してきた7箇所の火葬場を現在まで活用してきていますが、いずれの斎場も老朽化が深刻な状況となっています。火葬需要が年々増加していく中、将来的な火葬需要への対応と効率的な運営を目的とし、新斎場の建設について検討をしてきましたが、建設適地がなく、また既存斎場の老朽化も進行し、中でも長瀬斎場の煙突の劣化が著しく進行していることから、平成30年度当初に長瀬斎場の煙突を解体し、危険回避を行ったうえで、速やかに長瀬斎場の整備を実行していく必要がある状況となっています。

また、長瀬斎場を長期間休場することから、火葬需要を満たすため、市内他斎場の運営日数等の拡充が不可欠であり、老朽化した既存斎場の運営日数を増やすにあたり、必要な工事修繕業務も長瀬斎場の整備と並行して行う必要があります。

長瀬斎場の整備については、平成28年度にどのような施設整備が可能かについての調査を行い、その調査結果をもとに、既存斎場の工事修繕業務も含め、整備方針を検討する上で、行政内部での検討のみではなく、民間事業者視点の提案も加味しながら可能性を探り、検討を進めていく必要があります。

今回の調査では、制約条件が多い中、整備手法等について、行政と民間事業者が課題解決に向けた方法を共有し、後の整備を効果的に進めていくことを目的にサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という）を実施するものです。

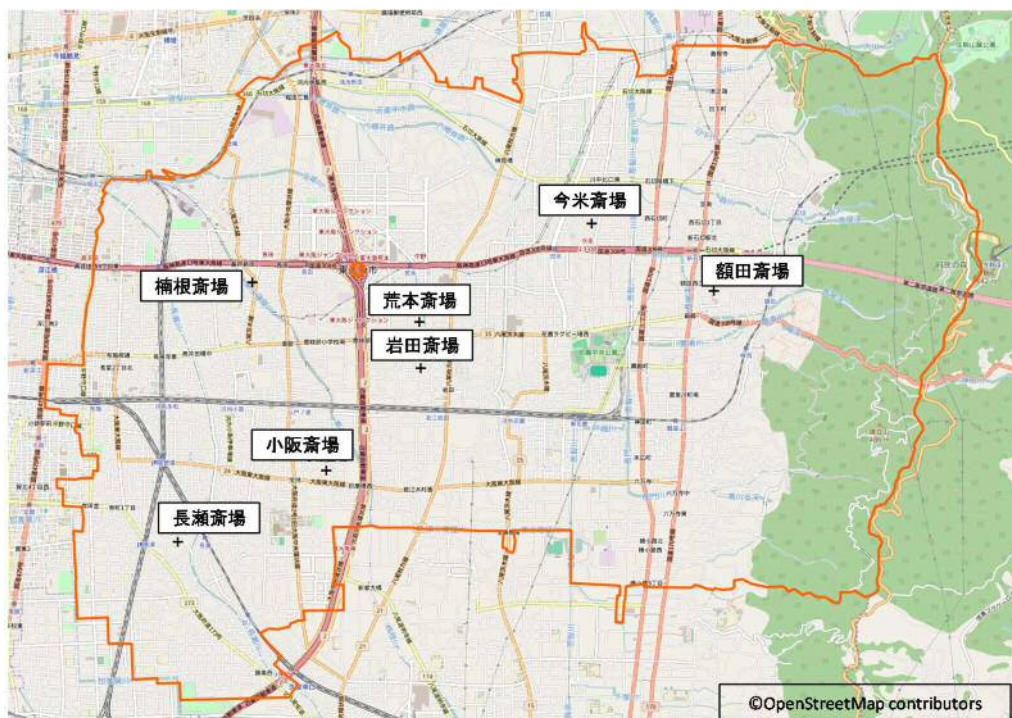
## 5. 調査のスケジュール



日程	内容
平成 29 年 12 月 28 日 (木)	本調査の実施要領の公表
平成 30 年 1 月 16 日 (火)	現地見学会募集申込締切
平成 30 年 1 月 18 日 (木) ~ 19 日 (金)	現地見学会
平成 30 年 1 月 26 日 (金)	質問受付締切
平成 30 年 2 月 2 日 (金)	質問回答
平成 30 年 2 月 13 日 (火)	参加申込受付締切 (エントリーシート提出期限)
平成 30 年 2 月 14 日 (水)	サウンディング実施日時及び場所の調整
平成 30 年 2 月 15 日 (木)	事前ヒアリングシート提出締切
平成 30 年 2 月 19 日 (月) ~ 22 日 (木)	サウンディング実施
平成 30 年 3 月中旬以降	調査結果概要の公表

## 6. 対象土地・建物の基本情報

各斎場の位置図については以下のとおりです。各施設の情報は (1) ~ (7) に示します。



① 東大阪市立長瀬斎場

東大阪市立長瀬斎場			
土地の状況	所在地	東大阪市長瀬町二丁目 6-3	
	所有	市有地	
	敷地面積	長瀬斎場部分 約 6,460 m <sup>2</sup> ※1 長瀬斎場南側駐車場部分 約 230 m <sup>2</sup> ※1	
建物の状況	所有	市	
	建物名称	火葬場	葬儀場
	建設年度	昭和 36 年※2	昭和 46 年
	延床面積	約 151 m <sup>2</sup>	約 420 m <sup>2</sup>
	階数	地上 1 階建	地上 2 階建
	構造	鉄筋コンクリート造	
	火葬炉（火葬能力）	6 基（9 件/日）	
	耐震補強	未実施	未実施
	その他	アスベスト含有調査未実施	
敷地・立地条件等	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率/容積率	60/200	
	その他の地区設定	準防火地域	
	アクセス	電車：近鉄大阪線長瀬駅から南へ徒歩 10 分 車：府道大阪八尾線の「おおさか東線」高架下南を東へ 400m	
	接道	北側：市道長瀬北 17 号線 認定幅員約 11m (建築基準法第 42 条 1 項 1 号) 東側：市道長瀬北 14 号線 認定幅員約 3.7m～5.9m (建築基準法第 42 条 1 項 1 号) 南側：市道柏田上小阪線 認定幅員約 6m (建築基準法第 42 条 1 項 1 号)	

※1 登記地籍より

※2 運営開始は明治 19 年



② 東大阪市立小阪斎場

東大阪市立小阪斎場				
土地の状況	所在地	東大阪市宝持四丁目 11-2		
	所有	市有地		
	敷地面積	約 6,675 m <sup>2</sup> ※1		
建物の状況	所有	市		
	建物名称	火葬場	葬儀場	事務所・待合室
	建設年度	昭和 37 年	昭和 37 年	平成 16 年
	延床面積	約 158 m <sup>2</sup>		約 106 m <sup>2</sup>
	階数	地上 1 階建	地上 1 階建	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
	火葬炉（火葬能力）	5 基（7 件/日）		
	耐震補強	未実施	未実施	平成 16 年
	その他	アスベスト含有調査未実施		
敷地・立地条件等	用途地域	第二種中高層住居専用地域		
	建蔽率/容積率	60/200		
	その他の地区設定	準防火地域		
	アクセス	近鉄奈良線八戸ノ里駅から南へ 1km 八戸ノ里公園南側		
	接道	北側：市道小阪 39 号線 認定幅員約 9.4～10.75m （建築基準法第 42 条 1 項 1 号） 東側：市道小阪宝持線 認定幅員約 4.90～8.68m （建築基準法第 42 条 1 項 1 号） 西側：道路非該当 認定幅員約 2.73m		

※1 登記地籍より





③ 東大阪市立楠根斎場

東大阪市立楠根斎場			
土地の状況	所在地	東大阪市長田西一丁目 2-18	
	所有	市有地	
	敷地面積	約 4,409 m <sup>2</sup> ※1	
建物の状況	所有	市	
	建物名称	火葬場	事務所
	建設年度	昭和 26 年	昭和 55 年
	延床面積	約 187 m <sup>2</sup>	約 46 m <sup>2</sup>
	階数	地上 1 階建	地上 1 階建
	構造	木造	軽量鉄骨造
	火葬炉（火葬能力）	3 基（5 件/日）	
	耐震補強	平成 28 年度	未実施
	その他	アスベスト含有調査未実施	
敷地・立地条件等	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率/容積率	60/200	
	その他の地区設定	準防火地域	
	アクセス	電車：地下鉄中央線長田駅から西へ藤戸新田交差点を南へ 150m 車：築港枚岡線（国道 308 号線）藤戸新田交差点を南へ 150m	
	接道	東側：府道八尾茨木線 認定幅員約 7.7m （建築基準法第 42 条 1 項 1 号） 西側：道路非該当	

※1 登記地籍より



④ 東大阪市立岩田斎場

東大阪市立岩田斎場		
土地の状況	所在地	東大阪市岩田町五丁目 14-1
	所有	共有地
	敷地面積	約 6,274 m <sup>2</sup> ※1
建物の状況	所有	市
	建物名称	火葬場
	建設年度	昭和 38 年
	延床面積	約 176 m <sup>2</sup>
	階数	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造
	火葬炉（火葬能力）	3 基（4 件/日）
	耐震補強	未実施
その他	アスベスト含有調査未実施	
敷地・立地条件等	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率/容積率	60/200
	その他の地区設定	準防火地域
	アクセス	電車：近鉄奈良線若江岩田駅から北へ徒歩 10 分 車：府道八尾茨木線の菱屋東交差点を南へ 400m
	接道	東側：里道（建築基準法第 42 条 1 項 3 号） 西側：未判定

※1 登記地籍より



⑤ 東大阪市立今米斎場

東大阪市立今米斎場			
土地の状況	所在地	東大阪市今米一丁目 8-23	
	所有	市有地	
	敷地面積	約 580 m <sup>2</sup> ※1	
建物の状況	所有	市	
	建物名称	火葬場	事務所
	建設年度	昭和 42 年	昭和 42 年
	延床面積	約 77 m <sup>2</sup>	約 19 m <sup>2</sup>
	階数	地上 1 階建	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造 一部木造	木造
	火葬炉（火葬能力）	2 基（3 件/日）	
	耐震補強	未実施	未実施
その他	アスベスト含有調査未実施		
敷地・立地条件等	用途地域	準工業地域	
	建蔽率/容積率	60/200	
	その他の地区設定	準防火地域	
	アクセス	電車：近鉄大阪線吉田駅から東へ川中交差点を北へ 300m 車：国道 308 号線の川中交差点を北へ 300m	
	接道	東側：市道川中中央線 認定幅員約 7.80～7.82m (建築基準法第 42 条 1 項 1 号)	

※1 登記地籍より

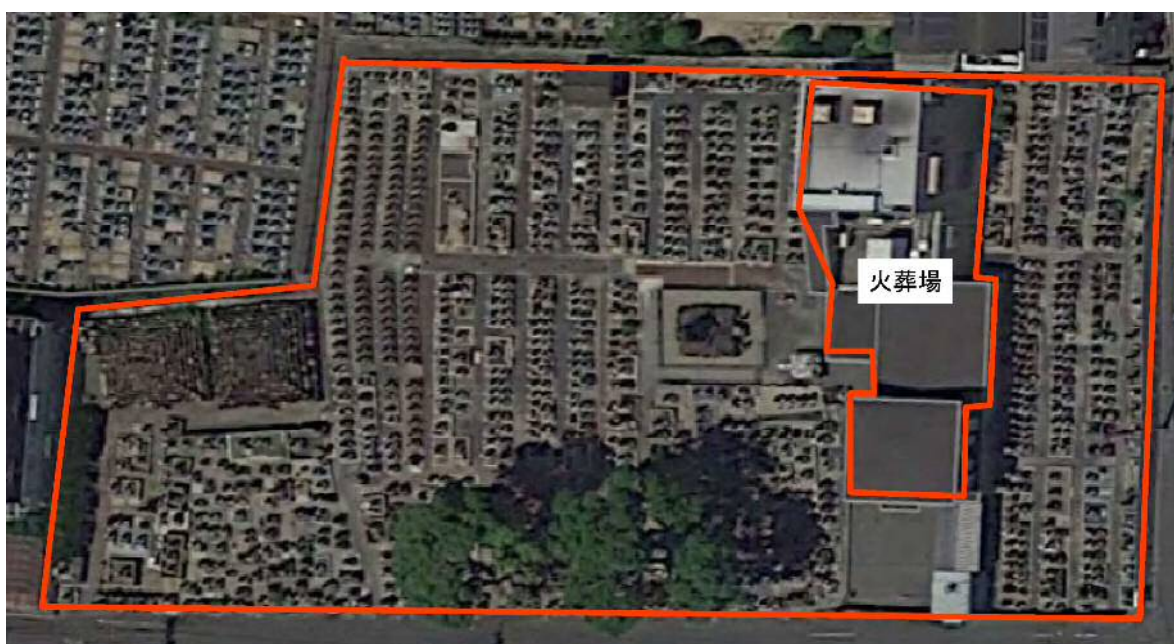




⑥ 東大阪市立額田斎場

東大阪市立額田斎場		
土地の状況	所在地	東大阪市南荘町 7-26
	所有	市有地
	敷地面積	約 3,566 m <sup>2</sup> ※1
建物の状況	所有	市
	建物名称	火葬場
	建設年度	平成 5 年
	延床面積	約 332 m <sup>2</sup>
	階数	地上 2 階建
	構造	鉄筋コンクリート造
	火葬炉（火葬能力）	3 基（5 件/日）
	耐震補強	平成 5 年度
その他	アスベスト含有調査未実施	
敷地・立地条件等	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率/容積率	60/200
	その他の地区設定	準防火地域
	アクセス	電車：近鉄奈良線額田駅から西へ徒歩 10 分 車：大阪外環状線の新町交差点を東へ 1.1km
	接道	東側：市道枚岡北 55 号線 認定幅員約 6.00m (建築基準法第 42 条 1 項 1 号) 南側：市道枚岡北 56 号線 認定幅員約 5.50~6.14m (建築基準法第 42 条 1 項 1 号)

※1 登記地籍より





⑦ 東大阪市立荒本斎場

東大阪市立荒本斎場			
土地の状況	所在地	東大阪市菱屋東三丁目 5-17	
	所有	市有地（一部民有地）	
	敷地面積	約 6,289 m <sup>2</sup> ※1	
建物の状況	所有	市	
	建物名称	火葬場	葬儀場
	建設年度	昭和 56 年	昭和 52 年
	延床面積	約 86 m <sup>2</sup>	約 207 m <sup>2</sup>
	階数	地上 1 階建	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	火葬炉（火葬能力）	2 基（2 件/日）	
	耐震補強	未実施	未実施
その他	アスベスト含有調査未実施		
敷地・立地条件等	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率/容積率	60/200	
	その他の地区設定	準防火地域	
	アクセス	電車：近鉄東大阪線荒本駅下車 2 番、4 番出口南へ徒歩 10 分 車：中央大通 横枕西交差点から西へ一つ目の信号を南へ 800m 車：中央環状線 新家東町交差点東へ 500m	
	接道	北側：未判定 東側：市道菱江稲田 3 号線 認定幅員約 3.89～8.73m （認定幅員 4m 以上は建築基準法第 42 条 1 項 1 号 認定幅員 4m 未満は建築基準法第 42 条 2 項） 西側：市道意岐部東 53 号線 認定幅員約 11.05～11.47m （建築基準法第 42 条 1 項 1 号）	

※1 登記地籍より



※地域情報等については、

「ひがしおおさか e～まちまっぷ」で確認してください。

〈URL〉 <http://www2.wagmap.jp/e-machimap/G0303A>

## 7. 資料一覧

サウンディングに関係する資料の一覧については以下のとおりです。適宜、参考にしてください。

- ・ 資料 1 各斎場のあり方と今後の課題
- ・ 資料 2 各斎場の火葬炉等の状況
- ・ 資料 3 火葬実績値・推計値（実績ベース）
- ・ 資料 4 将来的な火葬需要に対応した火葬炉数
- ・ 資料 5 平成 26～28 年度の日別火葬状況

## 8. 市の基本的な考え方

市では、将来的な火葬需要に対応すること、安定的な火葬体制を実現することを主な命題とし、斎場整備に取り組んでいきます。その中で、7 斎場の将来的なあり方については表 1 のとおり検討しています。

（表 1）7 斎場の将来年次におけるあり方について

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49				
長瀬斎場	整備				運営												火葬需要ピーク							
荒本斎場	運営			整備						運営														
小阪斎場	運営																							
楠根斎場	運営																							
岩田斎場	運営					他斎場等の状況を見ながら集約化を検討																		
今米斎場	運営																							
額田斎場	運営																							
火葬件数推計値	5,525	5,667	5,809	5,933	6,057	6,181	6,305	6,429	6,515	6,603	6,690	6,777	6,865	6,898	6,932	6,965	7,000	7,033	7,028	7,023				

火葬件数は火葬需要ピーク（平成 47 年度）に至るまで年々増加し、緩やかに減少していく推計のため、ピークを含んだ前後 10 年ほどに大きな施設整備は難しく、平成 41～42 年度頃にはピークに対応しうる能力を備えておく必要があると考えています。現在検討中の整備方針では、火葬炉数と火葬能力の推移は表 2 のとおりと考えています。

(表 2) 火葬炉数と火葬能力の推移

	H30～H33	H34～H37	H38頃～	H41頃～
長瀬	0基(0件)	5基(10件)	5基(10件)	5基(10件)
小阪	5基(7件)	5基(7件)	5基(7件)	5基(7件)
楠根	3基(5件)	3基(5件)	3基(5件)	3基(5件)
岩田	3基(4件)	3基(4件)	3基(4件)	検討
今米	2基(3件)	2基(3件)	2基(3件)	
額田	3基(5件)	3基(5件)	3基(5件)	3基(5件)
荒本	2基(2件)	2基(2件)	検討	4～6基 (8～12件)
合計	18基(26件)	23基(36件)	21基(34件)	20～22基 (35～39件)

上記の考えに至った背景については、各斎場のあり方と今後の課題（資料1）をご参照ください。

長瀬斎場の整備及び既存斎場の工事修繕業務については、表3のとおり検討している段階です。なお、平成35年度以降については、時々の整備状況や施設の状況に応じて、現在検討している整備方針の見直しを平成34年度に行い、決定していくものとします。

(表 3) 7 斎場の直近の整備必要箇所、予定年次について

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
長瀬斎場	休場・開場	休場				開場						
	工事・修繕	整備					メンテナンス					
	運営方法						直営以外(年数等未定)					
荒本斎場	工事・修繕						抄を踏まえながら、施設の状況を見極め、また、斎場整備の状況、進捗を講じていく。					
	運営方法	指定管理			直営以外(年数等未定)							
小阪斎場	工事・修繕		火葬炉巻替(1基)	火葬炉巻替(1基)	火葬炉巻替(1基)	火葬炉巻替(1基)						
	運営方法	直営										
楠根斎場	工事・修繕											
	運営方法	直営										
岩田斎場	工事・修繕		火葬炉補修 外壁改修工事	火葬炉補修	火葬炉補修	火葬炉補修						
	運営方法	直営以外(年数等未定)			直営以外(年数等未定)							
今米斎場	工事・修繕		火葬炉巻替(1基)	火葬炉巻替(1基)								
	運営方法	直営										
額田斎場	工事・修繕		火葬炉補修 高圧受電設備更新	火葬炉補修 炉前空調機更新	火葬炉補修	火葬炉補修						
	運営方法	直営以外(年数等未定)			直営以外(年数等未定)							

火葬炉の巻替やその他設備の工事等については、火葬炉の設置後年数や使用状況、設備の劣化度合い、今後のあり方などを勘案しながら、必要に応じて実施すべきと考えています。



## 9. 調査にあたっての前提条件

今回の調査では、7箇所火葬場に関する施設整備の内、【Ⅰ. 長瀬斎場の整備について】と【Ⅱ. 長瀬斎場以外の整備等について】の2部構成といたします。前提条件には明記していませんが、各種法令等の遵守はもちろんのこと、施設の公益性・公共性についても念頭に置くものといたします。

### 【Ⅰ. 長瀬斎場の整備等について】

市では、これまで従来発注方式による整備を検討しており、以下、前提条件を①～⑧により示します。

- ① 調査対象となる施設は長瀬斎場とします。
- ② 長瀬斎場の敷地には火葬場・葬儀場がありますが、今回の整備では現火葬場に新火葬場を、現葬儀場に待合棟を設置することを想定しています。敷地については、P.3の現地図を参考にしてください。
- ③ 火葬場には、火葬炉4～5基設置を想定しており、火葬炉数については将来的な火葬需要を満たすこと、後の全市的な斎場整備（集約化含む）の際に有効であること、を主眼として決定するものとします。炉には排ガス処理設備（フィルター）を設置し、周辺環境に配慮した整備とすること、火葬から収骨まで2時間程度で終了すること、1基1日あたり2回転が可能な性能を有すること、等を念頭に置いています。火葬場には敷地の都合上、火葬炉とその付帯設備、炉前ホール1室のみを想定しており、火葬場前のスペースは霊柩車の待機場となることから、車輛の動線を考えた建物となるよう配慮すべきと想定しています。
- ④ 待合棟については、事務所機能と墓参者向けの供花販売所を含み、かつ個別の待合室を3室と待合ロビー等を設置することを想定しています。また、現葬儀場に市指定文化財である仏像を設置しているため、仏像の設置場所についても待合棟に設置することを想定しています。また、4台程度の駐車スペースを設けることを想定しています。
- ⑤ この整備において、建築基準法第3条第2項の規定を適用する場合は、法第51条のただし書きによる法令で定める範囲内において適用されるものとします。
- ⑥ 火葬場と待合棟は別工事とし、建築時期は重複しないようにする必要があります。
- ⑦ 工事中の火葬需要の観点から、可能な限り早期に運営再開できるよう努めるものとします。なお、従来発注方式の場合では、平成34年4月の供用開始を目指しています。  
また、従来発注方式以外の場合は、市が主体となり導入可能性調査、発注支援業務等を行うため、事業者選定は平成31年10月～平成32年4月頃と想定しています。
- ⑧ 供用開始後は、火葬場・待合棟とも年間364日の運営となることを想定しています。

## 【Ⅱ．長瀬斎場以外の整備等について】

以下、前提条件を①～③により示します。

- ① 調査対象となる施設は長瀬斎場以外の6斎場とします。
- ② 各時期における火葬需要に対応しうる施設の整備を行い、円滑な火葬業務を実施できる整備を行うものとします。
- ③ 長瀬斎場を除く斎場の運営形態については、表3のとおりですが、岩田斎場・額田斎場については、指定管理者の導入を予定しており、平成30年第1回定例会の議決後に正式決定となります。また、荒本斎場の指定期間は平成32年3月31日までとなります。

## 10. サウンディングでの対話内容

対話では、主に次の項目について意見・提案を求めます。様々な観点から対話を行い、可能性を探ることが本調査の目的であることから、「8. 市の基本的な考え方」、「9. 調査にあたっての前提条件」、その他別添資料などを参考にしながらも、柔軟な意見・提案を述べていただくことを求めています。

### 【Ⅰ．長瀬斎場の整備について】

- ① 火葬炉設置基数とその場合の排ガス処理設備（フィルター）  
望ましい火葬炉の設置基数とその理由、その場合の排ガス処理設備の概要について伺います。
- ② 整備手法について  
前提条件を踏まえた上で、PPP/PFI導入の可能性について伺います。PPP/PFI導入が可能である場合、事業方式がどのようなものになるか、また事業期間は何ヵ年ほどが適当であるか、も併せて伺います。
- ③ スケジュールと概算金額（②でPPP/PFI導入が可能である旨の提案である場合）  
提案内容におけるスケジュールと概算総工費とその内訳、また運営にかかる単年度の概算人件費総額について伺います。
- ④ その他必要に応じて  
関連項目について、アイデアや有効手法等があれば伺います。

### 【Ⅱ．長瀬斎場以外の整備等について】

- ① PPP/PFI導入の可能性はあるかどうか  
前提条件を踏まえ、長瀬斎場以外の斎場の工事修繕等について、PPP/PFI導入が可能かどうかを伺います。
- ② 事業期間と事業手法について（①が可能である場合）  
事業期間と事業手法について伺います。

③ その他必要に応じて

関連項目について、アイデアや有効手法等があれば伺います。

【共通項目】

① IとIIについて、同じ枠組みで事業の実施が可能かどうか

IとIIを同じ枠組みで実施可能であるか伺います。また、完全に同じ期間でなくても、時期をずらすなどにより、前提条件の本質から逸脱することなく実施が可能である場合等においては、その条件などについても伺います。

② その他必要に応じて

関連項目について、アイデアや有効手法等があれば伺います。

11. サウンディングの対象者

対象者は、事業実施主体となる意向を有する法人又は法人グループとします。

12. サウンディングの実施について

現地見学会からサウンディングへの参加申込までについては、以下のとおりとします。

① 現地見学会（希望者のみ）

日 時：平成30年1月18日（木）9時00分～17時30分予定 【予備日：1月19日（金）】

スケジュール：希望者に別途お伝えします。

内 容：各施設の案内を予定しています。当日の火葬予約等の状況により、見学できない部分もあります。また、写真撮影は原則として禁止いたします。

申 込：参加希望者は、平成30年1月16日（火）17時30分までに、「14. 連絡先」に記載のEメールアドレス宛に必要事項（事業者名・参加者全員の氏名・部署名・電話番号・メールアドレス・見学希望施設）を記入の上、送付してください。原則として、1グループにつき、車は1台といたします。件名は【現地見学会参加申込（事業者名）】とします。なお、参加できる人数は、1事業者（グループ）3名までとします。

② 質問の受付及び回答（希望者のみ）

本調査に関する質問は、【別紙1】質問シートに記入の上、平成30年1月26日（金）17時30分までに「14. 連絡先」に記載のEメールアドレス宛に送付してください。件名は【サウンディング調査に関する質問（事業者名）】とします。質問に対する回答は、質問者名を除き、質問内容とともに平成30年2月2日（金）までに市ウェブサイトで公表します。

③ サウンディングへの参加申込

期 間：平成30年1月9日（火）～平成30年2月13日（火）17時30分まで

手 続 き：参加希望者は、【別紙2】エントリーシートに必要事項を記入の上、「14. 連絡先」に記載のEメールアドレス宛に送付してください。件名は【サウンディング参加申込（事業者名）】とします。なお、対話は、1事業者（グループ）あたり1時間を目安とし、参加できる人数は、1事業者（グル



ープ) 5名までとします。

#### ④ 事前ヒアリングシートの提出

サウンディングへの参加申込をされた事業者は、【別紙3】事前ヒアリングシートに、対話内容の各項目についての意見・考え等を記入の上（記載可能な範囲で差し支えありません）、平成30年2月15日（木）17時30分までに「14. 連絡先」に記載のEメールアドレス宛に送付してください。件名は【事前ヒアリングシート提出（事業者名）】とします。

### 13. 留意事項

#### ① サウンディングに関する費用

・サウンディングへの参加に要する費用（書類作成、現地見学会、対話等への参加費用等）については、参加者の負担とします。

#### ② 参加事業者の扱い

・サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。  
・当該事業に関する事業者公募を後日実施する場合、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。  
・本調査でご意見・ご提案いただいた内容は、当該事業を検討する際の参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

#### ③ 追加対話への協力

・必要に応じて追加対話（文書照会含む）へのご協力をお願いする場合があります。

#### ④ 実施結果の公表

・サウンディングの実施結果は、概要を市ウェブサイトで公表します。（公表にあたっては、事業者のアイデア及びノウハウ保護等のため、事前に参加事業者に内容の確認を行います。）  
・参加事業者の名称は公表しません。

### 14. 連絡先

東大阪市 健康部 斎場管理課 担当：田中・須藤

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号（東大阪市役所総合庁舎7階）

電話：06-4309-3192 FAX：06-4309-3818 E-mail：saijo@city.higashiosaka.lg.jp